お知らせでーびる

いきいき健康フェスタフリーマーケット出店者大募集！

いきいき健康フェスタ2002でフリーマーケットを開催する予定です。ご自宅で不要になった物をリサイクルしませんか？定員になりしだい締め切りますのでお早めにご連絡ください。

【日　時】10月12日（土）午前10時～午後3時
【場　所】町民体育館
【対象者】町内在住の方ならどなたでも
【募集店舗】
○一般コーナー（20店舗）
　家庭にある不要品・手作りの品お出しください。但し食品・生き物はご遠慮ください
○キッズコーナー（10店舗）
　子どもたちが自分達でフリーマーケットを運営します。文具・おもちゃ等をお出しください。
【出店料】
無料
【募集期間】
9月2日～9月30日まで
【連絡先】
健康衛生課
☎945-5013

9月10日は『下水道の日』です

下水道への接続で快適な生活環境の実現を！

『下水道　きれいな水へのかえりみち』の推進標語のもと、9月10日に全国で下水道に関する多彩なイベントが開催され、本県はパレット久茂地前広場で県内式典が開催されます。

平成9年度より工事を進めてきた本町の公共下水道も、本年4月10日には一部供用開始され、西原ハイツをはじめとする一部地域で集合合併浄化槽或いは単独し尿浄化槽からの切替工事を行い、既に下水道の利用が始まっています。（供用開始区域は字我謝・字与那城・字安室・字兼久の各一部です）

川や海等の公共水域の汚れの原因の約7割は家庭雑排水です。トイレ汚水については浄化槽で処理していますが、流しや浴室・洗面所・洗濯水等については未処理のまま道路側溝や川を経由して海に流しているのが一般家庭の現状ではないでしょうか。また浄化槽は毎年の汲み取りや点検等適切な管理をしていますか。わずか1・9％しか適切な管理は行われていないという県の調査結果もあります。このような状況では生活環境は悪化するばかりです。また、平成17年にはマリンタウンの人工ビーチも利用できるようになりますが、町民が気持ちよく利用できるか気がかりです。下水道は、トイレ汚水だけでなく生活雑排水や工場排水等の汚水を浄化センターで、適切な管理のもと、きれいな水に処理をして海に流します。各家庭や工場等が下水道に接続することにより、家庭周辺の排水溝や川・海の「汚れ」及び「悪臭」はなくなります。また、ハエや蚊の発生も少なくなります。

町としては、年次的に下水道供用開始区域を拡大していきますので、供用開始区域の皆さんは早期に下水道に接続していただき、みんなの力で快適な生活環境を実現しましょう。

なお、9月9日(月)から役場ロビーで下水処理場汚泥のリサイクルのために造った「バガス」の無償配布を行います。数量は限定400個ですが、ガーデニング等の肥料としてご利用ください。

お問い合わせは
都市計画課下水道係
☎945-4496

あき地管理の適正化について

本町では、あき地管理の適正化及び有効利用を図り、町民に良好な生活環境を確保することを目的に「西原町あき地管理の適正化に関する条例」を制定しています。

あき地とは、住宅地域に所在する土地で、現にあき地の所有者等が使用していないものを言い、所有者等の義務としてあき地を適正に管理し、雑草等を繁茂させてはならないとしています。

あき地管理を適正にすることで、ハブや害虫等の発生を未然に防ぎ、住民の良好な生活環境の確保が出来るものと思います。あき地の所有者等は、条例の目的が達成できるように「あき地管理の適正化に関する条例」の遵守をお願いします。

お問い合せ健康衛生課
☎945-5013

～ファミリーでさわやかに走ろう～

第13回中部トリムマラソン大会

■期日：平成14年11月10日（日）※開会式9：00
■場所：沖縄県総合運動公園陸上競技場（スタート・ゴール）
■種目及び制限時間
(1) 20km（公園内＋ロード）　(2) 10km（公園内＋ロード）
(3) 5km（公園内）　(4) 3km（公園内）

■申込方法：所定の申込用紙に必要事項を記入し、申込料を添えて、直接持参又は郵送で申し込んで下さい。

■申込先：沖縄県総合運動公園陸上競技場（TEL933　4852）
◎奥武山公園事務所（TEL858－2700）
◎琉球新報社事業局（TEL865－5253）
◎琉球新報北部支社（TEL098－053－3131）
◎琉球新報中部支社（TEL934　6500）
◎ラジオ沖縄業務部（TEL869－2205）
インターネットアドレス　http://www.sportsentry.ne.jp/（インターネットは使用料が200円でます）
※車イスの部の受付は、沖縄県総合運動公園陸上競技場、奥武山公園事務所で行います。

■参加料：大人2,000円、小人（高校生以下）1,000円

■申込期間：平成14年10月12日（土）～10月27日（日）

■連絡先：〒904-2173　沖縄市比屋根672（総合運動公園内）**中部トリムマラソン事務局**（☎932-5114）

ご存じですか！
西原町一時保育事業

「急用、母親の病気、出産などで、一時的に子供を預けたい時！」

1、一時保育事業とは
女性就労形態の多様化に伴う一時的な保育、もしくは、保護者の傷病等による緊急時の保育に対する需要又は、核家族の進行等により保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることによる需要に対応するためのものです。

2、開所時間　月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
※利用可能日数　①週（三日まで）　②月（十五日まで）
時間：午前8時～午後五時

3、利用料（一人日額）　保育料

	保育料
0　歳	2,500円
1～2歳	2,000円
3歳以上	1,800円

4、実施保育園
◎西原白百合保育園
☎945-4534
◎さざなみ保育園
☎945-1164

5、申込み先
上記保育園
※詳しくは、実施保育園又は、役場福祉課保育担当へお問い合わせ下さい。
☎945　5311

沖縄県障害者情報バリアフリー化支援事業実施

（目的）一般的な方法では情報を得にくい上肢不自由者や視覚障害者のコミュニケーション手段を確保し、社会活動への参加を促進することを目的とする。
（申請受付開始日）平成14年9月2日（月）
（申請窓口機関）南部福祉保健所
（決定機関）沖縄県障害保健福祉課
（対象者）視覚障害1・2級又は上肢不自由者1・2級で情報機器の使用により社会参加が見込まれる方（ただし、所得制限があります）
（助成対象となる機器）パソコンを操作する際、障害があるために必要となる周辺機器等
（視覚障害者の場合の例）音声ソフト・画面拡大ソフト等
（上肢障害者の場合の例）大型キーボード・操作棒等
（助成額）購入費用の2／3を助成する。助成上限額は10万円
※予算がなくなり次第締め切ります。

お問い合せ
南部福祉保健所
☎889-7150

環境カウンセラー募集

【受付期間】
9月1日から9月30日まで
【登録期間】
平成15年4月から3年間
【送付先】
受付は郵便のみで行います。簡易書留郵便により、右記まで送り下さい。
財団法人　日本協会
〒105　0003　東京都港区西新橋1　7　2　虎の門高木ビル7F
☎（03）3508　2651

町内相談機関

総合相談
●日常生活のあらゆる相談
時間／午前10時～午後5時（お昼休み12時から13時）
月／消費者生活・サラ金・法律相談　玉那覇良江
火／一般相談（福祉・高齢者・障害者・介護）小川清子
水／一般相談（　〃　〃　）呉屋定子
木／消費者生活・サラ金・法律相談　玉那覇良江
金／こども悩み・家庭児童相談　岸本ヨシ子
問合せ／西原町社会福祉センター内総合相談所　☎835-8822

教育相談
●不登校生徒及び保護者への支援、助言
月～金　午前8時30分～午後5時
（午後0時～午後1時は昼休み）
町役場水道庁舎2階
問合せ／945-3655（内線510）
相談員／阿嘉安弘、山城直、瑞添道子

行政相談
●行政に対しての苦情や要望
随時　設置場所／自宅・毎月第4火曜日は西原町役場企画財政課（10時～12時・13時から～16時）相談員／945-6775（城間恒子）945-4533（西原町企画財政課）

窓口相談
●何でも相談
第1・第3火曜日（祝祭日の場合、翌日）午前10時～午後5時　企画財政課（午後0時～1時昼休み）問合せ／945-4533
相談員／玉那覇良江

人権相談
●人権に関する悩み
随時　相談員／945　0919（外間政弘）・945-1349（下地郁子）

身体障害者相談
●申請手続き、有料道路料金の割引
随時　町役場福祉課　問合せ／945-5311　相談員／946　2617（奥原陽子）
相談員／945-1747（玉那覇信雄）

知的障害者相談
●家庭における養育、生活等
随時　相談員／946-4411（安谷屋千恵子）

在宅介護支援センター
●在宅介護の相談
24時間体制　特別養護老人ホ　ム守礼の里　問合せ／945-0023　看護婦（比嘉瑠美子）

精神障害相談
●精神的な悩み
月～金午前9時～午後5時　城間医院
問合せ／945-4551　医師／城間政州

明るい選挙で住みよい町づくり
西原町議会議員選挙投票日は9月8日(日)です。

任期満了による西原町議会議員選挙が平成14年9月8日に行われます。
○**投票時間**／午前7時～午後8時
○**告示日**／平成14年9月3日
○**名簿縦覧**／平成14年9月3日～4日まで
○**住所要件**／平成14年6月2日までに転入届をした者で投票日まで引き続き町内に居住している者

【不在者投票】
期間：平成14年9月3日(火)～7日(土)まで
時間：午前8時30分～午後8時まで
場所：西原町役場　第5庁舎会議室

○第3投票区の投票所が坂田小体育館から西原町民体育館に変更になります。
幸地区、幸地ハイツ区、棚原区、徳佐田区、森川区、千原区、上原区、翁長区、坂田区、幸地高層住宅、坂田高層住宅
の有権者の皆さんの投票場所は、**西原町民体育館**です。
※詳しくは町選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。
☎945-5011（内線111）

町のあらまし

●町の位置……北緯26°13′19″　東経127°46′3″
●町の面積……15.57km²
●町の木……ガジマル
●町の花……ブーゲンビリア
●町花木……サワフジ
●町のホームページアドレス
http://www.town.nishihara.okinawa.jp/

町の世帯・人口（平成14年7月末現在）

		前月比
世帯数	11,385世帯	（+35）
人　口	32,805人	（+69）
男	16,627人	（+20）
女	16,178人	（+49）

基本目標

●人間性豊かな創造のまち
●明るく住みよい平和なまち
●豊かで活力のあるまち

3大ビジョン

1．ぬくもりのあるまち構想
2．生涯学習のまち構想
3．豊かな自然を生かしたまち構想

町民憲章

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

1．わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
1．わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
1．わたしたちは、だれにも親切にし、互いに助け合いましょう。
1．わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
1．わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
1．わたしたちは、時間を守り、すすんであいさつをしましょう。